

※対象は本県所管の学校法人及び準学校法人となります。

総 教 私 号 外  
令和 4 年 5 月 9 日

各学校法人理事長 様

静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課長

### 学校法人運営に係る留意事項等について

令和 2 年 4 月 1 日に私立学校法（以下、「法」という。）が改正されたことを踏まえ、改めて留意いただきたい事項や、その他お問合せの多い事項について、下記のとおりまとめました。

ついては、今後の貴法人運営の参考としていただき、引き続き、適正な法人運営に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 令和 2 年 4 月 1 日付け私立学校法改正関連

##### (1) 財産目録等の備付け及び閲覧（法第 33 条の 2、第 47 条）

新たに「寄附行為」と「役員等名簿」が、事務所への備付けと閲覧に供する対象となりました。下記書類について作成し、事務所へ備え付けるようにしてください。

作成及び備え付けるべき書類	閲覧対象	閲覧対象期間
・ 寄附行為	何人に対しても	定めなし
・ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所） ※ <u>閲覧は氏名のみで可</u>		作成の日から 5 年間
・ 財産目録等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、 <u>事業報告書</u> 、監査報告書）	在学者その他の 利害関係人	
・ 役員等に対する報酬等の支給の基準		

（留意事項）

- ① 閲覧請求があった場合は、「正当な理由がある場合を除いて」閲覧に供しなければなりません。
- ② 閲覧対象には、従前どおり、収益事業に係る財務書類も対象となります。
- ③ 事務所への備え付けを怠ったり、正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合には、理事及び監事は、20 万以下の過料に処せられます。（法第 66 条）
- ④ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書は、文部科学省より様式参考例が示されています。【資料 1】

##### (2) 役員に対する報酬等の支給の基準について【資料 2】

学校法人は、役員に対する報酬等を支給する場合は、基準を定めることが明文化されました。（法第 48 条）

ア 基準を定める際は、以下の手続きが必要となります。

①法人寄附行為の変更（役員報酬を支給できる旨の文言に変更）（県寄附行為作成例参照）

②評議員会への意見聴取（※）及び理事会での議決（法第42条）

※貴法人寄附行為で同意事項としている場合には、評議員会の同意が必要となる。

イ 作成に当たっては、資料2を参考にしてください。

基準に定めるべき項目 （法施行規則第4条の5）	役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の 算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項
----------------------------	---

ウ 既に基準を定めている場合でも、資料2を御確認の上、法令等に則った内容や手続きを経ているか、改めて確認をお願いします。

### (3) 監事の理事会への出席（法第37条）

監事の理事に対する牽制機能が強化され、また、法第37条では、監事の職務として、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定されています。

については、5月の決算時理事会以外の理事会へも監事が出席できるよう御留意願います。

### (4) 県寄附行為例の改正について【資料3】

令和3年6月に学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）が改正されたことに伴い、本県の寄附行為作成例も同様に見直しました。

現時点で、資料3に示される内容について、寄附行為を改正されていない法人におかれては、改正について検討をお願いします。

## 2 役員（理事及び監事）及び評議員に係る親族その他特殊の関係がある者の範囲について【資料4】

県寄附行為作成例（収益事業を設置しない場合）第8条及び第23条で規定する「親族その他特殊の関係がある者」の範囲は、資料4のとおりです。

## 3 委任状の参考様式について【資料5】

理事会又は評議員会における委任状の様式については各学校法人で作成いただくものですが、参考様式をお示しします。

## 4 理事会及び評議員会の開催方法について【資料6】

原則として、理事会は、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められません。

したがって、一堂に会することが困難な場合は、テレビ会議等を活用するなど、相互に十分な議論ができる方法によって開催をしてください。

評議員会においても、上記と同様の扱いとなります。

## 5 役員改選における評議員会及び理事会の開催順について【資料7】

理事会と評議員会での選任順が誤っている事例が見受けられます。資料7をお示ししますので、改選の際の参考にしてください。

担 当 指導班

電 話 054-221-2937